

税務システム推進委員会設置要綱

平成8年5月13日税務監決裁

第1 設置の目的

税務行政における情報機器の適正かつ効率的な利用によって円滑な事務運営を図るため、税務システム推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) パソコン及び周辺機器の操作等に関すること。
- (2) 税務課、個人県民税対策課及び県税事務所の業務のデジタル化及び情報セキュリティ対策の啓発に関すること。

第3 組織

委員会は、代表推進委員、副代表推進委員及び推進委員をもって組織する。

- 2 代表推進委員は、税務課副課長の職にあるものをもって充て、委員会を総理し、代表する。
- 3 副代表推進委員は、税務課税務システム担当の主幹又は主査の職にある者をもって充て、代表推進委員を補佐し、代表推進委員に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 推進委員は、税務課、個人県民税対策課及び県税事務所に各2名程度置き、所属長の推薦する者をもって充てる。

第4 推進委員の任期

推進委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 推進委員に欠員を生じた場合は、第3の規定により選任する。なお、この場合、選任された推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 会議

委員会は、代表推進委員を経て税務課長が招集する。

- 2 委員会には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

第6 庶務

委員会の庶務は、税務課税務システム担当において処理する。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。